

令和5年度花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうち
林業の生産性向上及び労働力の確保のうち
地域間・産業間連携労働力確保事業

助成金交付規程

(通則)

第1 この規程は、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策実施要領（令和5年12月5日付け5林整森第209号 林野庁長官通知）。以下「実施要領」という。）第4の6（2）に基づき、一般社団法人全国林業改良普及協会（以下「全林協」という。）による令和5年度地域間・産業間連携労働力確保事業において助成する助成金（以下「助成金」という。）について定める。

(適用範囲)

第2 全林協が行う助成金の交付は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）」、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）」、「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策補助金交付等要綱（令和5年11月29日付け5林整森第208号 農林水産事務次官依命通知）」、実施要領及び「令和5年度地域間・産業間連携労働力確保事業公募要領」、その他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 この助成金は、認定事業主（※1）又は選定経営体（※2）である林業経営体（当該経営体の令和6年度の事業計画（伐採・造林）について、都道府県知事が設定するスギ人工林伐採重点区域の市町村が過半を占める者に限る（※3）。以下「対象経営体」という。）が行う施業適期の異なる他地域（以下「地域間」という。）や繁忙期の異なる農業・建設業等の他産業（以下「産業間」という。）との連携による労働力の確保の取組を支援

するため、地域間・産業間連携の実施に必要な安全講習等に係る費用及び旅費を助成することを目的とする。

【地域間】対象経営体の施業地域と異なる地域で施業を行う林業経営体との連携

【産業間】林業以外の産業（農業や建設業などの他の産業）との連携

- ※1 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき、都道府県知事の認定を受けた事業主
- ※2 林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき、効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として都道府県知事が選定した林業経営体
- ※3 林業経営体が令和6年度に事業（伐採・造林）を計画している全市町村数のうち、都道府県知事が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を含む市町村数が過半を占めていること。但し、本事業の令和6年度の期間は、令和6年4月1日（月）から令和7年2月7日（金）までとする。

（事業の内容及び助成金交付対象者）

第4 本事業の内容及び助成金交付対象者は、別表1のとおりとする。

（交付の対象及助成の上限）

第5 全林協は、申請者が行う地域間・産業間連携を実施するために必要な安全講習等に係る費用及び旅費のうち、助成金の交付対象として全林協が認める助成対象経費について、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象の事業経費及びこれに対する助成の上限は、別表2に定めるところによる。

（申請手続）

第6 助成金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による交付申請書を全林協に提出しなければならない。

2 申請者等は、助成金等の交付申請に当たり、付された条件を約した「誓約書」（別記様式第8号）を添付しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第7 交付申請書の提出期限は、全林協が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第8 全林協は、第6の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、助成金を交付すべきと認めたものについて速やかに別記様式第2号により交付決定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

2 第6の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。

(申請の取下げ)

第9 申請者は、第6の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書(任意様式)を全林協に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10 申請者は、第8第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、全林協の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を全林協に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 経費の額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(2) 第8の交付決定によって助成金を交付すべきものと認めた事業（以下、「助成事業」という。）の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 全林協は、前項の承認をする場合において、必要に応じ別記様式第2号に準じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第13 申請者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延等届出書を全林協に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14 申請者は、助成事業の遂行及び収支の状況について、全林協の要求があったときは速やかに別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、全林協に提出しなければならない。

(概算払)

第15 全林協は、助成金の全部又は一部についての概算払は交付しない。

(実績報告)

第16 申請者は、助成事業が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）から起算して15日以内、もしくは全林協が定めた日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書を全林協に提出しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第17 全林協は、第16の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の検査を行い、その報告に係る助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記様式第7号により申請者に通知するものとする。

（助成額の再確定）

第18 申請者は、第17の規定による助成額の確定通知を受けた後において、申請者に関し、違約金、返還金、保険料その他の助成金に代わる収入があったこと等により助成事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、全林協に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16に準じて提出するものとする。

2 全林協は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17に準じて改めて額の確定を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第19 全林協は、第11第1項第3号の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

（1）申請者が、法令、本交付規程又は法令若しくは本交付規程に基づく全林協の処分若しくは指示に違反した場合

（2）申請者が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 全林協は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第2項の規定による助成金の返還については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 全林協は、本事業に関して、申請者から助成金の返還又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助金相当額を国に返還する。

(助成金の経理)

第20 申請者は、助成事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定の際付すべき条件)

第21 全林協は、申請者に第8第1項の規程による交付決定を行うときは、本交付規程第11から第14まで、第16及び第18から第20までの規定に定める条件を付すものとする。

附則

この通知は、令和6年6月10日から施行する。

別表1（第4関係）

事業名	事業内容	助成金交付対象者
地域間・産業間連携労働力確保事業	地域間・産業間連携の実施	<p>認定事業主又は選定経営体（当該経営体の令和6年度の事業計画（伐採・造林）について、都道府県知事が設定するスギ人工林伐採重点区域の市町村が過半を占める者に限る※）</p> <p>※ 林業経営体が令和6年度に事業（伐採・造林）を計画している全市町村数のうち、都道府県知事が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を含む市町村数が過半を占めていること。但し、本事業の令和6年度の期間は、令和6年4月1日（月）から令和7年2月7日（金）までとする。</p>

別表2（第5関係）

	事業の区分	事業経費	助成の上限	重要な変更	
				経費の増減	事業内容の変更
地域間・産業間連携労働力確保事業	地域間連携	施業の請負契約または在籍型出向契約に基づき地域外の現場従事者を受け入れるための旅費	事業経費の1/2以内 ただし、 1経営体当たり 200万円を上限	事業経費の30%を超える増減	事業内容の変更に伴う「事業の区分」の欄に揚げる事業経費の新設又は廃止
	産業間連携	対象経営体が産業間連携によって受け入れる現場従事者に安全講習等の受講などの安全な作業を習得させるために必要な経費	<p><外部研修会を受講する場合> 1経営体当たり 100万円を上限</p> <p><研修会自主開催の場合> 1経営体当たり 100万円を上限</p>		

.....
交付規程に関するお問い合わせ先

令和5年度地域間・産業間連携労働力確保事業 事務局（一般社団法人 全国林業改良普及協会）

地域間・産業間事業係まで

〒100-0014

東京都千代田区永田町サウスヒル永田町 1-11-30 5F

Tel : 03-3500-5034 Fax : 03-3500-5038

E-mail : roudou@ringyou.or.jp

WEB サイト : <https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html>

お問合せ対応時間 : (平日) 月～金 9 : 30～17 : 30